

くらし安全安心課

1 消費生活行政の推進

高齢化の更なる進行や、高齢者単独世帯の増加、成年年齢の引下げ（令和4年4月～）、デジタル化の進展に伴う電子取引の拡大等により、消費生活を巡る状況は大きく変化中、ますます複雑化、多様化する消費者問題等に適切に対応し、消費生活の安定及び向上を図る。

(1) 消費生活行政の総合的な推進

第4次岡山県消費生活基本計画に基づき、県行政の各部門において、関係機関等との緊密な連携の下、消費者の視点に立った施策を総合的、計画的に推進する。

さらに、消費者被害を防止し、自ら考え、行動する自立した消費者を育成するため、ライフステージに応じた体系的な消費者教育を総合的に推進する。

(2) 市町村における消費生活相談体制の充実

住民に身近な市町村において、質の高い相談が受けられるよう、国の消費者行政強化交付金等を活用し体制の整備、相談員の研修等を行い、県全域での消費者行政の円滑な推進を図る。

(3) 適正な取引の確保

ア 消費者が商品等を選択する際の重要な情報である規格・表示の適正化を図るため、指導監視・啓発を行う。

イ 取引の公正と消費者の利益保護を図るため、訪問販売や電話勧誘販売等に係る悪質な事業者に対して、関係機関と連携して指導監視・処分・公表を行う。

(4) 消費者団体の育成、指導

ア 消費生活協同組合法に基づき、生活協同組合の設立認可や、健全な組合活動の維持発展のための指導、検査を行う。

イ 県内で唯一の適格消費者団体の支援を通じて、消費者団体訴訟制度の周知や制度の円滑な運用を推進する。

ウ 岡山県消費生活問題研究協議会をはじめとする消費者団体の育成等に努める。

(5) 地域における見守り活動の促進

消費者被害の未然防止や早期発見のため、市町村や福祉関係機関等と連携して、地域の見守りネットワークの構築や活動の活性化を支援する。

2 消費生活センター

消費生活に関する知識の啓発、消費生活相談及び苦情処理等を実施するとともに、消費者教育の拠点として、消費者教育コーディネーターを中心に、各種啓発、教育及び情報提供を行う。

(1) 消費生活相談の実施

相談員向けレベルアップ研修を充実させるとともに弁護士による法律相談の積極活用によ

り、県内の消費生活相談窓口の中核機関として対応機能を強化し、市町村の相談体制の状況に応じた支援を行う。また、消費者ホットライン188「いやや」の一層の周知を図り、相談窓口の利用促進に努める。

<相談件数>

H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
8,751	9,621	8,419	7,818	8,915	7,620

(2) 消費者意識の啓発、情報発信

高齢者や障害のある人にわかりやすい講座や若年者向け講座など、多様な啓発事業を展開するとともに、注意情報等のタイムリーな発信により消費者被害の未然防止、拡大防止に努める。

- ・消費者啓発セミナー（出前講座：高齢者・若者・学校・職場等対象）の実施
- ・消費生活講座の定期開催（年4回）
- ・消費生活情報紙の発行（年4回：各2,000部配布・Web配信）
- ・ホームページ、ツイッター、YouTube動画による情報発信

(3) 学校等と連携した消費者教育の実施

消費生活センターとネットワークに参画した団体等との連携のもとに、障害者施設職員や障害のある人の保護者等支援者が障害のある人向け講座の講師役を担うことで、地域の「見守る力」や障害のある人自身の「気づく力」の向上を図る。

また、公民館等と連携し、生涯を通じてそれぞれのライフステージに応じた学びの機会の提供により、消費に関する知識の取得及び消費者教育を担う人材を育成する。

- ・見守る側（支援者）を対象とした研修会の開催
- ・消費生活に関する情報を集約し、支援者への働きかけ
- ・教員や地域の推進役等の生活拠点における消費者教育の担い手を育成支援するための研修
- ・障害のある人の特性に応じた教育教材の開発
- ・教員向け消費者教育講座の開催

3 交通安全対策の推進

交通事故のない安全で安心な岡山県を目指し、マトリックス組織を中心に関係機関・団体との連携を密にして、第11次岡山県交通安全計画（令和3～令和7年度）等に基づき、総合的、効果的な交通安全対策を推進する。

(1) 交通安全県民運動

県民の交通安全意識の高揚と安全な交通行動の定着化を図るために、関係機関・団体と連携し、春と秋の交通安全県民運動をはじめとした県民運動を展開するとともに、時宜に応じた活動を推進する。

<年間を通じた県民運動>

- ・目指せ日本一！交通マナーアップ県民運動
- ・高齢者交通安全県民運動
- ・ストップ飲酒運転県民運動

(2) 安全運転サポート車の普及

交通事故原因の約9割を占めるヒューマンエラー（操作不適、前方不注視など）による事故の防止が期待される安全運転サポート車について、関係機関、団体と連携し、衝突被害軽減ブレーキ、ペダル踏み間違い時加速抑制装置等を体験できる啓発イベントを各地で開催するなど、その効果や必要性を啓発し、普及に努める。

(3) 広報活動の推進

交通安全意識の高揚を図るため、各種媒体を活用して広報活動を展開する。特に、県民総ぐるみで取り組む各種交通安全県民運動については、ラジオ放送等を通じてドライバー等に呼びかけるなど、広報活動を強化する。

(4) 岡山県安全安心講師団講師の派遣

地域で開催される講習会に「交通安全」や「防犯」の知識が豊かな方を講師として派遣し、指導助言を行う。

(5) 無事故・無違反チャレンジ200日

10人が1チームとなり無事故・無違反を目指すことにより、安全運転の励行を習慣付けるとともに、広く県民の交通安全意識の高揚を図る。

(6) 自転車の安全利用の推進

岡山県自転車安全利用5則を中心に、自転車の交通ルール遵守とマナー向上を図るとともに、被害者救済等の観点から自転車保険の加入促進を進める。

(7) 交通事故相談所の運営

交通事故被害者等の救済のため、無料で事故に係る補償問題、更生問題、示談等の方法の相談を受け付ける。

4 安全・安心まちづくりの推進

「岡山県犯罪のない安全・安心まちづくり条例」に基づき、市町村、県民、自治会等、ボランティア・NPO及び事業者との連携協働による安全・安心岡山県づくりを推進する。

(1) 県民等による安全・安心まちづくりの自主的な活動の促進

ア 県民運動の推進

県民総ぐるみで犯罪のない安全で安心な岡山県づくりを進めるため、安全・安心まちづくり旬間（10月11日～20日）や毎月第2金曜日の「犯罪ゼロの日」等を中心に、県民の理解を深めるための広報啓発活動を行うとともに、特に功績のあった個人・団体の顕彰を行うなど、県民の防犯ボランティアへの参加気運の醸成を図る。

イ 防犯ボランティアの活動促進等

防犯ボランティアの指導者育成のための研修会や「安全・安心通信」の発行により、先進

的な取組事例の紹介やタイムリーな情報提供を行うとともに、地域で活動する防犯ボランティアと学生防犯ボランティアの合同活動を推進するなど、活動の活性化を図る。また、青色防犯パトロール実施団体への広報活動用機器の貸与や募金型自動販売機紹介事業等を通じて、自主防犯活動を支援する。

(2) 犯罪の防止に配慮した社会環境の整備

ア 防犯責任者の設置促進

金融機関やコンビニなどに防犯責任者を設置し、事業所の自主防犯対策の推進を図る。

イ 防犯カメラ設置及び運用に関するガイドライン等の普及促進

(3) 児童等の安全の確保

ア 通学路等における児童の犯罪被害防止

通学路等における子どもの安全確保や犯罪抑止を図るため、市町村が通学路等に設置する防犯カメラの購入、設置等に要する経費又は市町村が住民団体の設置する防犯カメラに補助する経費の一部を補助する。

イ 小学校を中心とする自主防犯活動の推進

「子ども 110 番の家」へのセーフティコーン設置の支援や、ボランティアによる防犯教室を実施するなど、地域住民や事業所等と連携した地域ぐるみの子どもの安全確保を推進する。

ウ 児童等が犯罪に遭わないための教育の推進

児童の危険予測能力・危険回避能力を育成する地域安全マップづくりを広めるため、指導者の養成を図るとともに、インターネットを活用したシミュレーション学習等を推進する。

エ 高齢者等の犯罪被害防止

特殊詐欺をはじめ、高齢者が狙われやすい犯罪やその対策に関する適切な情報提供、地域ぐるみの声かけや見守り活動等の高齢者を犯罪から守る取組を推進する。

(4) 特殊詐欺被害の防止

「岡山県特殊詐欺被害防止条例」に基づき、関係者が一体となって、総合的かつ計画的な特殊詐欺被害防止対策を推進する。また、「だまされんのじゃ岡山県・県民運動」を継続し、高齢者をはじめとする幅広い方々に、詐欺の手口や被害防止対策に関する広報啓発を行うとともに、金融機関、コンビニ、運送事業者等で構成する「特殊詐欺被害防止ネットワーク」等を活用した水際での被害防止対策を推進する。

5 犯罪被害者等の支援

社会全体で犯罪被害者等を支援していくため、「岡山県犯罪被害者等支援条例」等に基づき、県・市町村・関係機関等の連携のもと、総合的かつ計画的に各種施策を推進する。

また、犯罪被害に遭った直後の犯罪被害者等に支援金を支給する市町村に補助金を交付するとともに、ワンストップ支援センターの体制強化などの周知の徹底、性犯罪・性暴力被害者が

速やかに必要な支援を受けることができるよう、支援の充実等を図る。

6 再犯防止施策の推進

犯罪をした者等が再び犯罪をすることを防ぎ、円滑に社会復帰できるようにするための支援を、「岡山県再犯防止推進計画」に基づき、国との適切な役割分担を踏まえ、総合的かつ計画的に推進する。